

茨木市保育業務支援システム導入業務委託に係るプロ ポーザル実施要項（公募型）

1 趣旨

本市の公立教育・保育施設において、保護者と施設との連絡手段が電話と紙の文書に限られており、保護者、施設側双方において情報共有の円滑性及び利便性に欠けている状況にある。また、保育業務以外の周辺業務や補助業務（保育に関する計画、記録作成・子どもの登降園管理等の業務）をアナログで行っており、業務負担が大きくなっている。

これらの現状を踏まえ、茨木市保育業務支援システム導入業務委託の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する技術者・担当者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

茨木市保育業務支援システム導入業務委託

(2) 業務の目的

公立教育・保育施設への保育業務支援システムの導入により、公立施設と保護者間の情報共有の円滑性及び利便性を向上させるとともに、職員の業務負担の軽減や省力化を図り、子どもや保護者と向き合う時間をより充実させ、保育の質の向上を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

「茨木市保育業務支援システム導入業務委託仕様書」のとおり

(4) 業務期間 契約締結日から令和5年3月31日まで

(5) 履行場所 「別紙 履行場所一覧のとおり」

3 当該業務の予算額等

7,557,000円（税込）

提案額には令和4年度のシステム利用料を含める。提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

なお、令和5年度以降も導入システムの利用を予定しているため、令和5年度以降の5年間（令和9年度まで）のランニングコストを見積もること。ただし令和5年度以降の契約を確約するものではない。

4 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 茨木市（以下「市」という。）の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等の入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) ISMS（ISO/IEC27001又はJISQ27001）又はプライバシーマーク（JISQ15001）の認証を受けていること。
- (5) 茨木市暴力団排除条例（平成24年茨木市条例第31号）第8条第1項第6号に規定する場合又は同項第7号の規定する場合に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者を除く。
- (7) 地方公共団体において提案システムの導入実績があり、令和4年4月1日時点で稼働していること。
- (8) 参加希望者又は提案システムを開発している者の社内に提案システムを専門とするヘルプデスクを有していること。
- (9) 提案システムは、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)のLGWAN-ASPサービスリスト（アプリケーション及びコンテンツサービスリスト）に登録されているLGWAN-ASPを用いて提供されること。

6 参加申込及び資格審査

(1) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」（様式1号）に必要事項を記入し、所在地及び会社名、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

- ① 業務実績調書（様式2号）
- ② 業務実施体制調書（様式3号）
- ③ ①及び②について、契約書の写し等、業務実績を証明できる書類
- ④ ISMS（ISO/IEC27001又はJIS Q 27001）又はプライバシーマーク（JIS Q 15001）を取得していることが分かる書類（許諾証の写し等）

イ 提出先：茨木市こども育成部保育幼稚園総務課（茨木市役所南館3階）

ウ 提出期限：令和4年8月22日（月）午後3時まで

※持参の場合は、午前9時から午後3時（土・日、祝日を除く）

※郵送の場合は、提出期限内必着

エ 提出方法：持参または郵送（提出期限必着）

※郵送の場合は、記録が残る方法で送付すること

(2) 資格審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により審査し、その結果を「参加資格審査結果通知書」（様式4号）により令和4年8月25日（木）までに参加希望者にメール及び郵送で通知するものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加申込書提出後に参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届（様式5号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、企画提案書の提出期限までに保育幼稚園総務課へ提出すること。

7 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、質疑書（様式6号）に会社名、メールアドレス、担当者氏名、質問事項を記載し、下記の提出期限までに電子メールで保育幼稚園総務課宛に送信すること。

提出期限：令和4年8月10日（水） 午後3時まで（必着）

提出先：茨木市こども育成部保育幼稚園総務課

E-mail：hy-somu@city.ibaraki.lg.jp

※ 電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

- (2) 質疑に対する回答は、回答書により、下記の回答日に本市ホームページに掲載する。

回答日：令和4年8月15日（月）

掲載場所：茨木市ホームページ 保育幼稚園総務課のページ

8 企画提案書等の作成及び提出

(1) 企画提案書の作成

資格審査により、参加資格を有すると認められた参加者（以下「参加者」という。）は、仕様書に基づき、最適な提案を企画提案書等により行うものとする。

企画提案は、1者につき1件とし、以下の書類を提出すること。

なお、企画提案書等に記載された内容については、下記(2)③見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

(2) 提出書類

① 企画提案書（任意様式）

様式は任意とし、A4横形式、横書き、枚数は片面で30枚までとする。ただし、説明のため必要に応じてA3版縦折に一部変更することは差し支えない。また、ページ番号を付与すること。なお、表紙、裏表紙、目次、機能要件は上記ページには含まない。

② 機能要件分析書（様式7号）

③ 見積書（様式8号）

令和4年度の受託希望金額及び令和5年度から令和9年度までの参考金額を記載すること。

④ 利用要件項目一覧表（様式9号）

(3) 作成要領

別紙「茨木市保育業務支援システム導入業務委託提案書作成要領」参照

(4) 提出方法等

ア 提出期限：令和4年9月2日（金）午後3時まで

※持参の場合は、午前9時から午後3時（土・日、祝日を除く）

※郵送の場合は、提出期限内必着

イ 提出場所：茨木市役所 南館3階 こども育成部保育幼稚園総務課事務室

ウ 提出方法：持参又は郵送

※郵送の場合は、記録が残る方法で送付すること。

エ 提出部数

・正本1部

（提案書の表紙に会社名及び代表者、代表者印を記名押印すること）

・副本11部

（社名やロゴ等の記載をしないようにすること。提案者が判別できるような記載等を行わないこと。）

・電子媒体（CD-RもしくはDVD-R）1部（提出書類をすべて保存したもの）

(5) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、市が企画提案書等を提出した参加者（以下「提案者」という。）に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者は速やかに市に対して回答すること。

9 審査方法

プロポーザルの審査方法は、次に示すとおりとする。

(1) 第1次審査（事務局審査）

提出された業務実績調書等の内容及び提案額（見積書）を下記10(1)の事務局審査で示す審査基準に基づいて審査し、評価の高い提案者から順に3者を第1次審査の通過者とする。ただし、提案者が3者以下である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において、事務局審査及び企画提案書、プレゼンテーション及び製品デモによる審査を併せて実施し、最も評価点の高い提案者を候補者として決定するものとする。

(2) 第2次審査（企画提案書、プレゼンテーション及び製品デモによる最終審査）

第1次審査の通過者に対し、企画提案書、プレゼンテーション及び製品デモによる審査を実施し、審査基準に基づいて評価点を加算し、最も評価点の高い提案者を候補者として決定するものとする。

ア プレゼンテーション及び製品デモは、提案者が事前に提出した企画提案書等を使用して行うこととし、資料の差し替え、追加は認めない。提案書の説明の他に、以下に示す内容について20分でシステムのデモンストレーションを行うこと。

・システム概要の説明

- ・保護者連絡機能（お知らせ配信・アンケート・欠席連絡等）
- ・園児の登降園管理に関する機能
- ・保育に関する計画・記録に関する機能
- ・その他本市にとって有益な機能

イ プレゼンテーション及び製品デモに必要な機器等は、提案者が用意すること。ただし、電源、プロジェクター（HDMI対応）及び投影用スクリーンは、市で用意する。

ウ 提案者の出席は、3人以内とする。

(3) 審査結果の通知

ア 第1次審査

① 結果通知

第1次審査の結果は、令和4年9月12日（月）に当該審査を行った全者に対し、メール及び郵送により通知する。なお、第1次審査の通過者（評価点の高い順に上位3者）にのみ、審査結果と併せてプレゼンテーション及び製品デモの日程を通知する。

② 結果に対する問合せ

第1次審査を通過しなかった提案者は、令和4年9月20日（火）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

イ 2次審査

① 結果通知

第2次審査の結果は、令和4年10月4日（火）に当該審査を行った全者に対し、メール及び郵送により通知する。

② 結果に対する問合せ

第2次審査により候補者とならなかった提案者は、令和4年10月11日（火）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

10 審査基準及び配点

審査基準及び配点は以下のとおりとする。

(1) 第1次審査（事務局審査）

- | | |
|----------------------|-----------|
| ・業務実績調書等の内容 | 140／1800点 |
| ・機能適合性の内容 | 240／1800点 |
| ・提案額（次年度以降の参考見積額を含む） | 180／1800点 |

(2) 第2次審査（委員審査（一部事務局審査））

- | | |
|--------------------|-----------|
| ・企画提案書の内容 | 610／1800点 |
| ・プレゼンテーション審査及び製品デモ | 630／1800点 |

11 候補者の決定

候補者は、別紙審査基準により選定会議において採点し、次の方法により決定する。

なお、特定の委員と利害関係を有する者が参加業者となった場合、当該委員は本プロポーザルの審査から除斥する。この場合、上記10の配点（配点の総合計点及び審査基準ごとの配点）から当該委員の持ち点を減じるものとする。ま

た、他の理由により選定会議の委員が欠けた場合も同様とする。

- (1) 選定会議の委員の審査結果により、評価点が最高点の提案者を候補者とする。
- (2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、提案額が最も安価な提案者を候補者とする。
- (3) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額の場合、くじにより候補者を決定する。
- (4) 参加資格を認められた者が1者の場合及び複数あり、企画提案書等の提出日までに辞退等により提案者が1者のみとなった場合は、配点の総合計点（選定委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点）の6割以上であった場合に候補者とする。

12 候補者との契約締結協議

(1) 仕様等の確定

担当課は、候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもって当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。

この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て仕様書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

(2) 契約金額

契約金額は原則として、企画提案時に提出した提案額（参考見積額）を超えないこととする。

ただし、担当課との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。

(3) 契約書

契約書は、本市が作成したものを使用するものとする。

13 情報公開

提案者の名称及び評価点は公開するものとする。

その他選定の過程、提案者から提出された書類、契約締結等に関する情報公開又は情報提供については、茨木市情報公開条例（平成15年茨木市条例第35号）又は茨木市情報提供の実施に関する要綱の規定に基づいて対応する。

14 日程

公告	令和4年8月4日（木）	午前9時から
質問期限	令和4年8月10日（水）	午後3時まで
質問に対する回答	令和4年8月15日（月）	
参加申込期間	令和4年8月4日（木）	午前9時から
	令和4年8月22日（月）	午後3時まで
	※土・日・祝を除く。（厳守・必着）	
参加資格審査結果通知	令和4年8月25日（木）	

企画提案書提出期間	令和4年8月26日(金) 午前9時から 令和4年9月2日(金) 午後3時まで ※土・日・祝を除く。(厳守・必着)
第1次審査	令和4年9月5日(月)
審査結果通知	令和4年9月12日(月)
第2次審査	令和4年9月27日(火) (予定)
審査結果通知	令和4年10月4日(火) (予定)
契約締結	令和4年10月下旬(予定)

15 その他

- (1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの
 - イ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
 - ウ 提案額(参考見積額)が予算額を超過した場合
 - エ 配点の総合計点(選定委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点)の6割に満たない者
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類への虚偽記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合は、提出書類を無効とすると共に、指名停止措置を行う場合がある。
- (4) 提出書類は返却しない。また市において適正に処理し、本プロポーザル方式に係る審査等以外の2次使用はしない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、参加希望者の負担とする。

16 担当部署

茨木市 こども育成部保育幼稚園総務課
〒567-8505 大阪府茨木市駅前三丁目8番13号
Tel : 072-655-2753 (直通)
mail : hy-somu@city.ibaraki.lg.jp
担当 渡邊

別紙 履行場所一覧

施設類型	施設名	住所	定員			在籍数 (R4.5.1)
			R4・R5	R6・R7	R8～	
保育所	1 茨木市立春日保育所	茨木市西田中町1-6	100	100	100	119
	2 茨木市立中央保育所	茨木市宮元町2-34	110	110	110	111
	3 茨木市立沢貝堂保育所	茨木市沢貝堂浜三丁目13-27	90	90	90	107
	4 茨木市立総持寺保育所	茨木市総持寺二丁目2-15	70	70	70	82
	5 茨木市立部保育所	茨木市部五丁目29-4	120	120	120	134
小規模保育事業室	6 茨木市立小規模保育施設のぞみ	茨木市春日五丁目5-18	19	19	19	21
待機児童保育室	7 茨木市立待機児童保育室あゆみ	茨木市学園町2-1	90	90	90	32
	8 茨木市立待機児童保育室みらい	茨木市西河原二丁目16-17	40	40	40	31
認定こども園	9 茨木市立認定こども園茨木幼稚園	茨木市片桐町6-25	95	95	95	88
	10 茨木市立認定こども園福井幼稚園	茨木市東福井二丁目2-32	95	95	95	82
	11 茨木市立認定こども園西幼稚園	茨木市上穂積二丁目12-13	165	165	165	98
	12 茨木市立認定こども園太田幼稚園	茨木市太田二丁目9-23	95	95	95	91
	13 茨木市立認定こども園水尾幼稚園	茨木市真砂二丁目3-2	165	165	165	138
幼稚園	14 茨木市立北幼稚園 (R6.3.31閉園)	茨木市安威二丁目28-16	70	0	0	13
	15 茨木市立天王幼稚園 (R6.3.31閉園)	茨木市天王二丁目13-5	140	0	0	44
	16 茨木市立玉島幼稚園 (R8.3.31閉園)	茨木市平田二丁目36-4	140	140	0	19
	17 茨木市立沢池幼稚園 (R5～認定こども園)	茨木市南春日丘三丁目2-3	140	95	95	43
	18 茨木市立東雲幼稚園 (R6.3.31閉園)	茨木市学園南町17-33	140	0	0	19
	19 茨木市立部幼稚園 (R6.3.31閉園)	茨木市部山二丁目24-25	70	0	0	16
	20 茨木市立庄栄幼稚園 (R6～認定こども園)	茨木市総持寺一丁目1-17	105	105	95	25